

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画(案)	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	246,850	16.2%	0	0	0	246,850	16.2%
農業地域(b)	746,852	48.9%	0	68	△ 68	746,784	48.9%
森林地域(c)	1,174,075	76.9%	0	177	△ 177	1,173,898	76.9%
自然公園地域(d)	72,061	4.7%	0	0	0	72,061	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,244,794	147.0%	0	245	△ 245	2,244,549	146.9%
白地地域	8,385	0.5%	4	0	4	8,389	0.5%
県土面積	1,527,501	100.0%	0	0	0	1,527,501	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、令和3年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、令和3年3月31日現在の数値であること。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との 重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減	地目				面積
					名称	面積	名称	面積						
1	滝沢農業地域 (14-5)	滝沢市 (鶴飼Ⅱ)		13	都	13	調整	13		農用地 10 道路 2 その他 1	広域都市計画区域マスタープランに基づき、周辺地域と一体的な市街地を形成するため、市街化区域に編入するもの。	農業振興地域の変更(R4) 盛岡広域都市計画区域区分の変更(R4)	東北農政局との事前調整 令和2年11月12日開始 令和3年3月5日終了 東北農政局との事前協議 令和3年11月17日 東北地方整備局との事前協議 令和3年10月1日開始 令和3年12月20日終了	
2	北上農業地域 (14-8)	北上市 (北上工業団地)		22	都森 都	10 12	民林	10		農用地 6 森林 4 宅地 4 その他 8	市都市計画マスタープランに基づき、工業団地として利便性と操業効率を高めるため、工業専用地域に指定するもの。	農業振興地域の変更(R4) 北上市都市計画マスタープランの変更(R4)	都市計画と農林漁業との調整措置 令和3年12月9日終了	
3	矢巾農業地域 (14-8)	矢巾町 (藤沢第2、田中、下花立)		33	都	33	調整	33		農用地 20 道路 2 原野 1 その他 10	広域都市計画区域マスタープランに基づき、周辺地域と一体的な市街地を形成するため、市街化区域に編入するもの。	農業振興地域の変更(R4) 盛岡広域都市計画区域区分の変更(R4)	東北農政局との事前調整 令和2年11月12日開始 令和3年3月5日終了 東北農政局との事前協議 令和3年11月17日 東北地方整備局との事前協議 令和3年10月1日開始 令和3年12月20日終了	
4	軽米森林地域 (14-2)	軽米町 (上栃沢)		3	農	2			1	その他	3	林地開発(風力発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可 令和元年6月11日 開発許可完了 令和2年11月6日
5	久慈森林地域 (14-3)	久慈市 (本町)		2	農	2				その他	2	林地開発(エタノール製造実証施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R3)	林地開発許可 令和2年8月26日 開発許可完了 令和2年12月2日
6	葛巻森林地域 (14-5)	葛巻町 (江刈)		10	農	10	農用	5		その他	10	林地開発(風力発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可 平成29年3月31日 開発許可完了 令和2年11月9日
7	住田森林地域 (14-11)	住田町 (子飼沢)		3					3	その他	3	林地開発(養豚施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	大槌・気仙川森林計画の樹立(R6)	林地開発許可 令和2年6月26日 開発許可完了 令和3年4月30日

整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)					変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面 積(ha)	縮小面 積(ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減	地目	面積				
					名称	面積	名称	面積							
8	洋野森林地域 (14-3)	洋野町 (続石)		32	農	32				その他	32	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R8)	林地開発許可 開発許可完了	令和元年12月4日 令和3年6月9日
9	洋野森林地域 (14-3)	洋野町 (下向)		3	農	3				その他	3	林地開発(養鶏施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R8)	林地開発許可 開発許可完了	令和3年3月19日 令和3年7月30日
10	軽米森林地域 (14-3)	軽米町 (尊坊)		59	農	59				その他	59	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可 開発許可完了	平成29年3月28日 令和3年7月6日
11	山田森林地域 (14-9)	山田町 (豊間根)		48	農	48				その他	48	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R8)	林地開発許可 開発許可完了	平成29年9月22日 令和3年7月29日
12	遠野森林地域 (14-12)	遠野市 (青笹町)		8	都	8				宅地	8	林地開発(工業団地の造成)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(R4)	林地開発許可 開発許可完了	平成31年1月11日 令和2年12月22日
13	八幡平森林地域 (14-5)	八幡平市 (松尾寄木)		9	農	9	農用	9		農用地	9	林地開発(農用地(飼料畑)の造成)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可 開発許可完了	令和2年4月17日 令和3年4月7日
合 計			0	245											

2 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画(計画図) 変更スケジュール	個別規制法のスケジュール				
		都市計画法	農振法 (農業振興地域の整備に関する法律)	森林法	自然公園法	自然環境保全法
令和3年11月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○当該年度該当案件の取りまとめ(7月中旬～10月中旬) ○現地調査(10月下旬～11月中旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画変更素案縦覧(8/6～9/2) ○都市計画公聴会(9/15) 		<ul style="list-style-type: none"> ○各地域森林計画(案)の縦覧(11/2～12/2) ○市町村・森林管理局からの意見照会(11月下旬) 		
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省との事前調整(12/6～1/7) ○市町村長からの意見聴取(12/6～12/27) 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画案の決定(12月中旬) ○計画案の縦覧(12月下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画と農林漁業の調整措置(~12/9) 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林審議会(12/14) ○農林水産大臣協議(12月中旬) ○地域森林計画公表(12/24) 		
令和4年1月		<ul style="list-style-type: none"> ○市町都市計画審議会(1月中旬) 				
令和4年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○国土利用計画審議会(2/4) ○国土交通省への意見聴取(2月上旬～3月中旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の変更に係る市町協議(2月下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域の変更に係る市町村協議(2月下旬) 			
令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○計画変更決定、告示(3月下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画変更決定、告示(3月下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域変更決定、告示(3月下旬) 			
令和4年4月以降			<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域整備計画の定期見直し(4月以降) 			